

3新福介給第165号
令和3年 5月25日

各居宅介護支援・介護予防支援事業所 管理者 様

新宿区福祉部
介護保険課長 関本 ますみ
(公印省略)

新型コロナウイルスワクチン接種を集団接種会場で受ける
場合の訪問介護の臨時的取扱いについて（通知）

日頃、介護保険事務にご理解、ご協力いただきありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症への対応について、多大なご努力をいただいているところ
です。

令和3年4月5日付、介護保険最新情報 Vol.963「新型コロナウイルス感染症に係る介
護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第20報）」の問6において、
医療機関以外のワクチン接種会場で接種を行う場合、訪問介護の身体介護のうち、通院・
外出介助が利用可能であるとされましたが、集団接種会場への外出介助の本区における
取扱いは下記のとおりとします。

なお、本取扱いは、新型コロナウイルスワクチンの集団接種限定のものです。
また、今後、接種方法や会場の状況により、この取扱いが変更になることがあります。

記

1 対象者について

本人の心身の状況が、接種会場への移動等について介助の必要性が認められる利用
者が対象です。

⇒直近のアセスメントで、外出介助の必要性が明らかになっていない場合には、追加の
アセスメント及びその記録が必要です。

2 対象となる集団接種会場

区が設置する集団接種会場（医療機関を会場とするものも含む。地域の診療所における
個別接種（※）は除く）

国が設置する大規模接種会場

なお、今後、東京都が同様の集団接種会場を設置した場合も対象とします。

3 算定について

自宅での準備時間、自宅と会場間の移動時間、接種前後の会場内での時間を一連の外出介助として算定できます。

⇒サービス提供に当たっては、合理的、効率的な方法で行ってください。

4 ケアプランの変更について

本取扱いを利用する場合には、上記問6のとおりとなります。

※ **地域の診療所における個別接種**での院内介助については、従来の通院介助と同様の取扱いとします。

通院介助の対象⇒①適切なケアマネジメントを行ったうえで、②院内スタッフ等による対応が難しく、③利用者が介助を必要とする心身の状態であり、院内の移動に介助が必要な場合や、認知症その他のため見守りが必要な場合など

「訪問介護における院内介助の取扱いについて（平成22年4月28日 厚生労働省老健局振興課事務連絡）」

◎ 問合せ先；新宿区福祉部介護保険課給付係

電話（直通）03-5273-3497